



2022年6月28日

各位

会社名： 株式会社アイティフォー
代表者名： 代表取締役社長 佐藤 恒徳
(証券コード：4743 プライム市場)
問合せ先： 取締役執行役員管理本部長 中山 かつお
(電話：03 - 5275 - 7841)

「コーポレート・ガバナンス基本方針」の改定および 「コーポレート・ガバナンス報告書」の開示のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をまとめた「コーポレート・ガバナンス基本方針」（以下、本基本方針）について、一部改定することを決議し、改定後の本基本方針を「コーポレート・ガバナンス報告書」と併せて開示いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本基本方針の改定理由

2022年6月17日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を廃止したため

2. 改定内容（下線は変更部分を示します）

改定前	改定後
<p>第7条（当社株式の大規模買付行為への対応）</p> <p>当社は、<u>当社の企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらす当社株式の大規模買付行為への対応策としていわゆる買収防衛策を導入しています。</u></p> <p><u>当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。</u></p> <p><u>本買収防衛策の実施、不実施等の判断につきましては、取締役の恣意的判断を排除するため中立的な第三者委員会を設置し、その客観的な判断を得るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行います。また、これに加えて所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとします。</u></p>	<p>第7条（当社株式の大規模買付行為への対応）</p> <p>当社は、企業価値・株主共同の利益を守るために、2006年6月23日開催の当社第47回定時株主総会において買収防衛策を導入以降、必要に応じ内容の改定を行い継続してまいりましたが、2022年5月12日開催の当社取締役会決議により、当社第63回定時株主総会終結の時をもって、<u>買収防衛策を継続せず、廃止いたしました。</u></p> <p><u>当社は、当社グループの企業価値向上や株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模買付行為を行うおとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。</u></p>

「コーポレート・ガバナンス基本方針」、および「コーポレート・ガバナンス報告書」は、当社ウェブサイトをご参照ください。 <https://ir.itfor.co.jp/index.html>

以上